

瀬戸内市 高齢福祉タクシー事業

対象は次の①と②のどちらにも該当する人です



© 瀬戸内市

- ① 介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受け、認定期間内にある市内に住所を有する在宅^{※1}の人
- ② 運転免許証（原付やバイクを含む）^{※2}を持っていない人

※1 ただし、以下のいずれかの施設に入院、入所または入居している期間は対象外となります。

- ・病院または診療所 ・認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）
- ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・介護医療院

※2 有効期限切れで失効となっていない状態の免許証を含む

申請により利用券を交付します。

1枚500円の利用券を年間72枚交付（4月～3月分）

（年度途中で申請の場合、6枚×年度残月数を交付します）

※ 「福祉タクシー利用券」または「タクシー活用事業利用券」と重複して申請することはできません。

☆「手続きの流れ」は裏面をご覧ください☆

申請から利用までの手順

1. 申請書を提出

申請書のみで申請できます！

- 申請書は次の場所で配布しています。
 - ・市役所 本庁・牛窓支所・長船支所・裳掛出張所
 - ・申請書は市のホームページからダウンロードすることもできます。

【注意】◎市福祉課が実施する「福祉タクシー利用券」や市企画振興課が実施する「タクシー活用事業利用券」と重複して申請することはできません。

◎有効期限が切れている運転免許証を所持している場合、申請できません。
必ず返納の手続きを行ってください。

- 申請書の提出は、上記窓口のほか、いきいき長寿課へ郵送・FAXでも可能です。

2. 利用券が届く

- 申請書の内容を市が確認し、認められるとタクシー利用券を申請月からその年度末分まで一括で交付します。
- 利用券は後日郵送でお届けします。

【注意】◎申請書の提出と引き換えでお渡しすることはできません。

3. 利用する

- 乗車時に、タクシー利用券を使用することを乗務員に伝え、利用券綴を乗務員に渡してください。（利用券は一度に何枚でも使えます。）
 - ・利用券は1枚上限が500円となります。500円未満で利用された場合は差額分のお釣りは出ません。
- 利用できる事業者は、この事業に参加する事業者のみです。
 - ・利用券をお届けする際に、事業者一覧を同封しますのでご確認ください。
- 利用できる範囲には制限があります。
 - ・乗車と降車のいずれか（またはどちらとも）が市内の場合に利用できます。
 - ・乗車と降車のどちらともが市外の場合は利用できません。

【お問い合わせ・郵送・FAX先】

瀬戸内市 福祉部 いきいき長寿課 高齢者支援係
〒701-4292

瀬戸内市邑久町尾張300番地1

Tel : 0869-24-8869 Fax : 0869-24-8840